

教職員の医療保険制度と 互助制度について

—医療保険制度を理解し、退職後の生活に備えよう—

(一財)長崎県教職員互助組合 荒木恭子

1

医療保険制度クイズ！（プリント）

- 周りの方と話し合ってもOK
- 早くできた方は、Q2の各制度がどのようなものか考えてみてください。

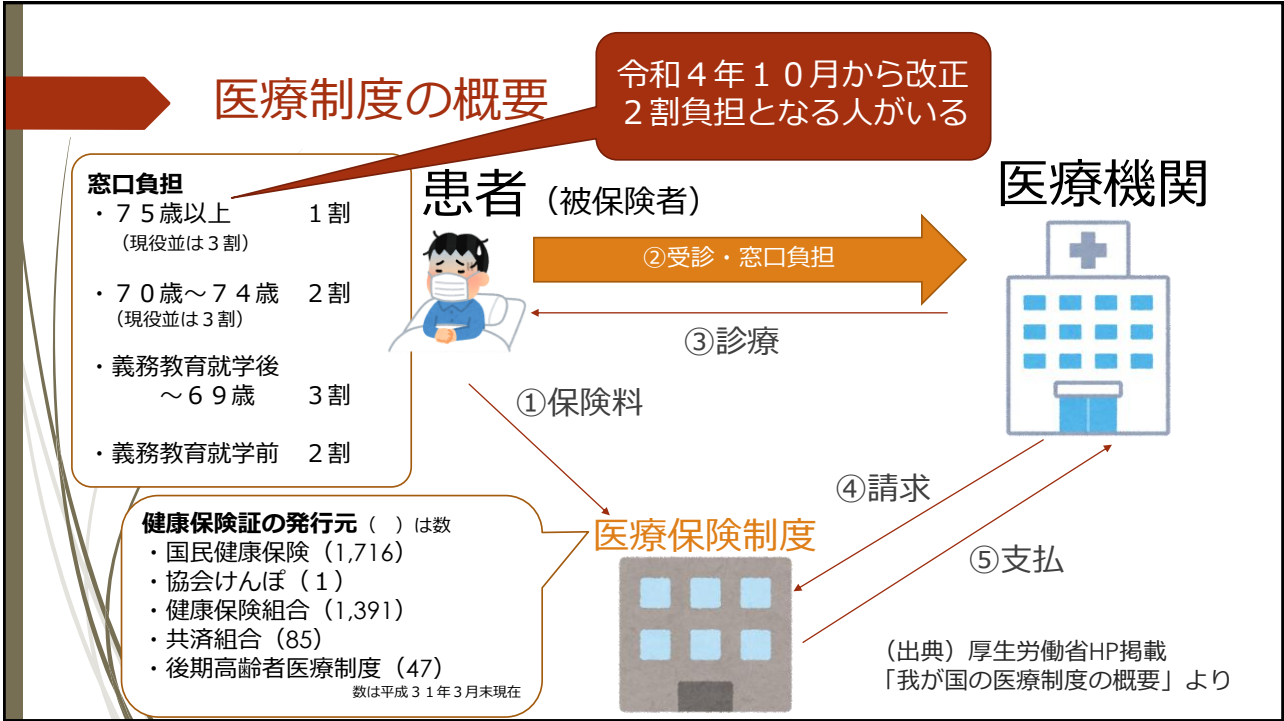
2

➔ Q 1. 保険証を提示し、窓口での支払額が3,000円だった。医療費の総額はいくら？

A 3,000円 B 6,000円

C 9,000円 **D 10,000円**

3



4

日本は「国民皆保険制度」

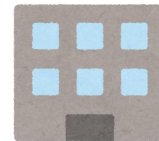
- 生まれてから死亡するまで誰もが常に公的医療保険に加入

健康保険証の発行元 () は数

- ・ 国民健康保険 (1,716)
- ・ 協会けんぽ (1)
- ・ 健康保険組合 (1,391)
- ・ 共済組合 (85)
- ・ 後期高齢者医療制度 (47)

数は平成31年3月末現在

医療保険制度



5

Q2. 大けがで入院・手術。窓口で30万払ったが、保険証の発行元から給付があり、自己負担は87,430円だった。この制度(給付)を何という？

A 高額療養費

B 共済組合の附加給付

C 互助組合の療養費

D 民間の入院保険

6

高額療養費制度

～月ごとに自己負担限度額が決められています～

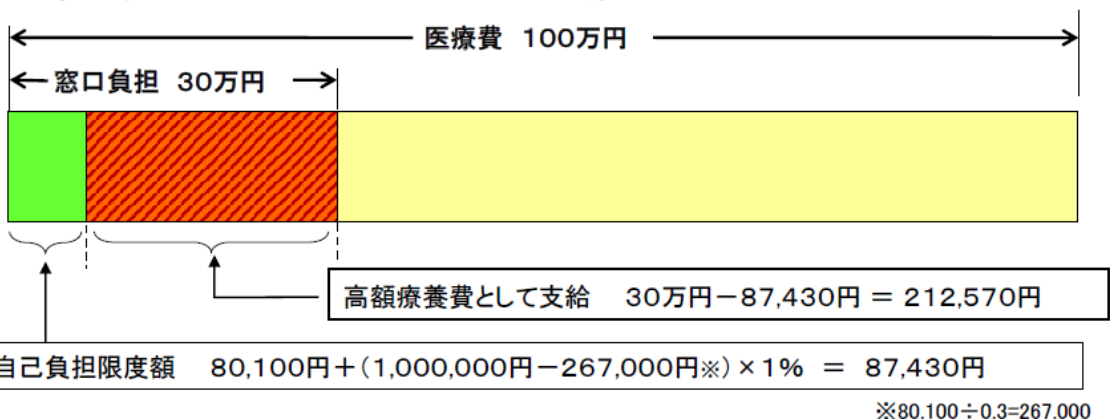
- ▶ 家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療保険制度から償還払いされる制度。
- ▶ 自己負担限度額は年齢・所得に応じて設定
- ▶ どの医療保険制度でも同じ計算方法
- ▶ 「限度額適用認定証」を窓口で提示することにより、高額療養費相当額を支払わなくてもよい。
⇒ 保険証の発行もとに発行申請が必要。

7

高額療養費制度

～月ごとに自己負担限度額が決められています～

(例) 70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合(3割負担)



(出典) 厚生労働省HP掲載「我が国の医療制度の概要」より

8

Q2.大けがで入院・手術。窓口で30万払ったが、
 保険証の発行元から給付があり、
 自己負担は87,430円だった。
 この制度（給付）を何という？

A 高額療養費

B **共済組合の附加給付**

C **互助組合の療養費** D 民間の入院保険

9

附加給付～共済組合だと自己負担は25,000円～

一部負担金払戻金として、

25,000円

を超えた分は給付がある！

※上位所得者の自己負担限度額は50,000円。

※複数の診療報酬明細書(レセプト)(70歳未満の組合員および被扶養者については、自己負担額が21,000円以上のものに限りまます。)を合算して高額療養費を給付する場合、50,000円(上位所得者は100,000円)が自己負担限度額となる。

10

互助組合の療養費

～互助組合員はさらに給付があります～

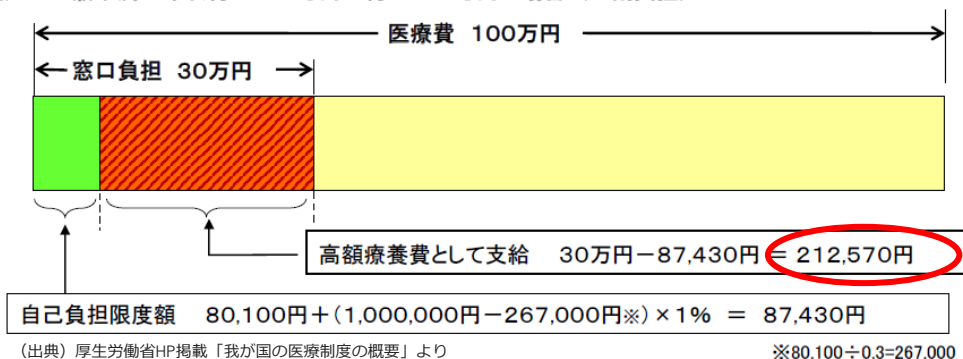
- 療養費として、自動給付しています。

共済組合で給付されない額 (= 25,000円) から、
2,500円を控除した額の 65%
(100円未満切捨)

11

最終的な自己負担額は、10,400円！！

(例) 70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合 (3割負担)



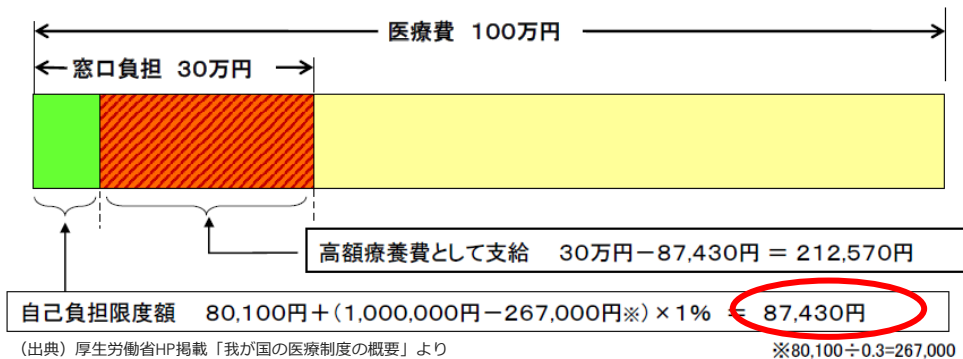
共済組合	附加給付	62,400円
互助組合	療養費	14,600円
	自己負担額	10,430円

自動給付
(県費職員)

12

国民健康保険だと、87,430円！

(例) 70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合 (3割負担)



共済組合	附加給付	62,400円
互助組合	療養費	14,600円
	自己負担額	10,430円

13

退職後の医療保険制度

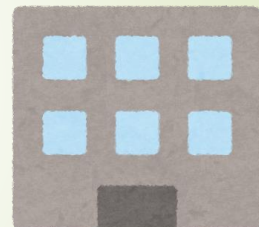
～退職後も共済組合に加入し続けることはできるの？～

健康保険証の発行元 () は数

- ・ 国民健康保険 (1,716)
- ・ 協会けんぽ (1)
- ・ 健康保険組合 (1,391)
- ・ 共済組合 (85)
- ・ 後期高齢者医療制度 (47)

数は平成31年3月末現在

医療保険制度



14

退職後の医療保険制度は・・・？

～退職後の働き方により異なります～

会社に勤める ⇒ その会社の医療保険に加入

会社に勤めない
勤め先の保険に加入できない

- ⇒
- ・ **国民健康保険**
 - ・ **共済組合の任意継続組合員制度**
 - ・ **家族の被扶養者**

15

共済組合の任意継続組合員制度 とは？

～任意継続期間中は、在職中と同じ給付があります～

- ・ 退職後2年間
- ・ 在職中と同様に附加給付がある。（自己負担25,000円）
- ・ 退職の日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方が申し出により任意継続組合員となることができる。
- ・ 掛金は全額自己負担。

16

医療保険制度別 給付内容一覧

- 退職後は医療費に対する補助が少なくなります。

保険種別	高額療養費	附加給付	療養費 (互助組合)	互助組合退職互助部 医療補助金
共済組合（現職）	○	○	○	
勤務先の健康保険	○	△	×	○
国民健康保険	○	×	×	○
共済組合（任意継続）	○	○	×	○
家族の被扶養者	○	△	×	○

- 退職後に備えて互助組合退職互助部への加入をおすすめ！

17

互助組合 退職互助部制度

～終身にわたって退職後の生活を支援します～

- 昭和48年に発足。
- 教職員のための制度。（県互助会や警察互助会にはない）
- 組合員とその配偶者が加入できる。
- 「医療費補助」を中心とした相互扶助事業。
- 現職中に加入し、退職後に事業を終身で利用できる。

18

互助組合の退職互助部に入ろう！

加入申込
掛金納入

33歳

70歳

35歳 (40歳)

ライフステージ別
退職互助部制度
活用法

退職後の生活
をサポート！

リフレッシュ
活動費

45歳

55歳

65歳

退職 (60歳～65歳)

資格取得

19

加入申込・掛金納入



加入時期は33歳～35歳※。
掛金は、給与から天引きします。

※令和5年度から加入対象者を40歳まで拡大



掛 金

給料月額×5/1000を20年間（240回）

配偶者同時加入の場合は、給料月額×10/1000

- ・退職後に「掛金」の支払いは一切ありません。（現職中に完納）
- ・配偶者の加入に年齢制限や扶養の有無は問いません。

20

民間の医療保険との比較

掛金

退職互助部
掛金

47.7万円

令和2年度末退職者の退職互助部掛金平均額

= 1,990円/月(本人のみ加入) × 20年間(240回)

民間の医療保険と比べても断然お得～♪♪

ある民間の医療保険

107万4千円

※けがや歯科などの通院は対象外

ある民間の終身医療保険に加入した場合の
保険料月額

3,580円

※ネット申込民間保険により試算

【上記民間の医療保険料の条件】

35歳加入、入院日額5千円、通院特約なし、1回の入院60日を限度、60歳払済の場合(300回)



21

リフレッシュ活動費



退職互助部に加入している45歳・55歳の方に給付金があります



リフレッシュ活動費(45歳・55歳)

- ・ 2万円
- ・ 対象者には事前に通知し、自動給付します。
- ・ 令和4年度対象者は、728人

22

資格取得



退職時に**資格取得** or 退会を
選択することができます

- ・退職時に、退会（退職互助部の事業を受けない）を選択した場合、納入済み掛金をお返しします。
- ・一度脱退してしまうと、再度加入はできません。

23

退職後の生活をサポート！（一生涯続く！）



医療費の一部を助成する医療補助金があります



年齢区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額/月
70歳未満	入院・外来別に ひと月の医療費を合算	3,000円	50%	入院外来ごとに 15,000円
70歳以上	ひと月の医療費を合算	6,000円	50%	20,000円

外来も医療補助金の対象です

24

民間の医療保険との比較

【民間の医療保険の条件】

35歳加入、入院日額5千円（60日限度）、通院特約なし、60歳払済

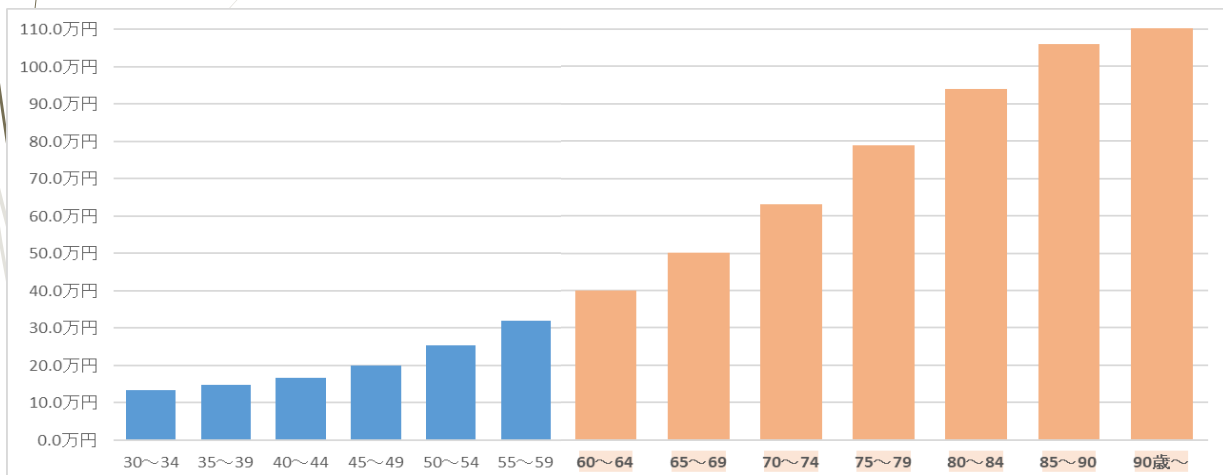
補償内容	民間の医療保険	医療補助金
入院	○ (1回につき60日限度)	○
通院(病気・ケガ・歯科)	×	○
調剤	×	○
整骨院	×	○

退職互助部の医療補助金は保険診療分が対象。自費診療は対象外。

民間の医療保険に比べ、利用頻度が高い！

25

年齢階級別に見る国民一人当たりの年間医療費



(厚生労働省「令和元年度 国民医療費の概況」より作成)

26

退職後の生活を一生涯サポート！

～医療補助金はどんな医療保険でも対象です～

保険種別	高額療養費	附加給付	療養費 (互助組合)	互助組合退職互助部 医療補助金
共済組合（現職）	○	○	○	○
勤務先の健康保険	○	△	×	○
国民健康保険	○	×	×	○
共済組合（任意継続）	○	○	×	○
家族の被扶養者	○	△	×	○

➡ 退職後の医療費の増加に備えることができる！

27

その他の事業

- ・ 人間ドック、市の各種検診 も補助
(年度15,000円を限度)

- ・ リフレッシュ支援

宿泊補助 (2,000円×3泊)

セカンドライフサポート事業 (セミナー+ランチ)

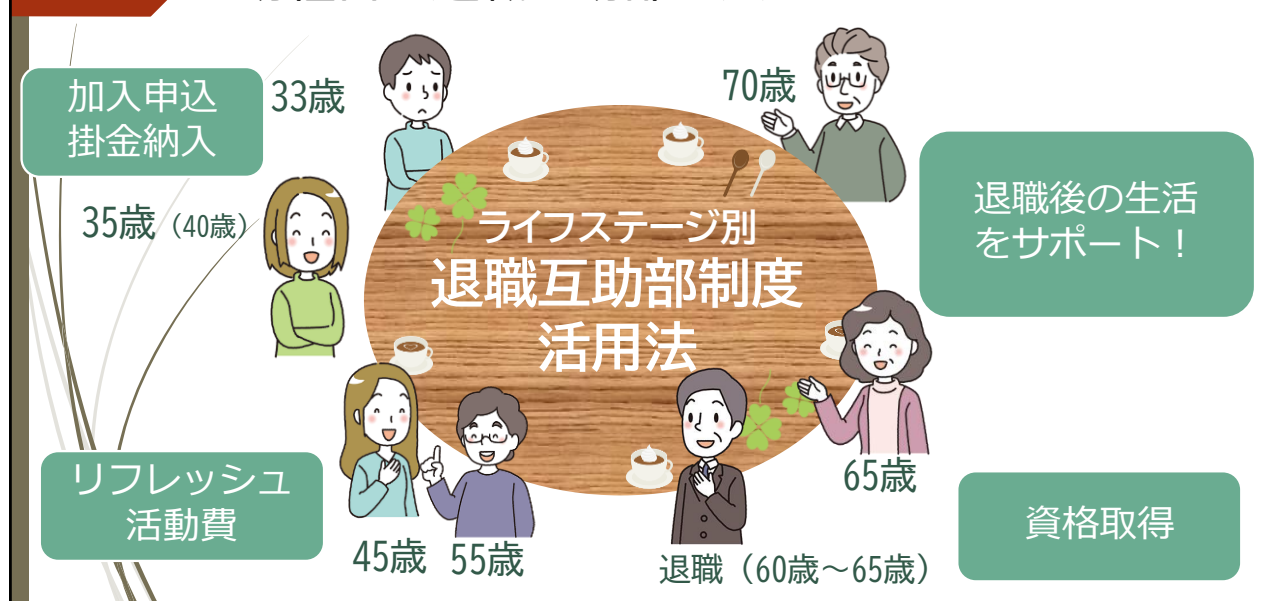
支部事業 (お住まいの地域で様々な活動)

全教互会員証割引事業



28

互助組合の退職互助部に入ろう！



29

1. 医療保険制度

- ・年齢により負担割合が異なる
- ・医療保険には種類がある
- ・高額療養費制度が利用できる

2. 医療費の自己負担額 – 教職員の場合 –

- ・共済組合の附加給付
- ・互助組合の療養費
⇒ 最終的な自己負担額は国保や民間に比べ少ない！

本日のまとめ

3. 退職後の医療費に備えよう

- ・年齢とともに医療費は増加傾向だが、
現職中と同等の補助は受けれない。
⇒ 互助組合の退職互助部に加入し、退職後に備える！

30

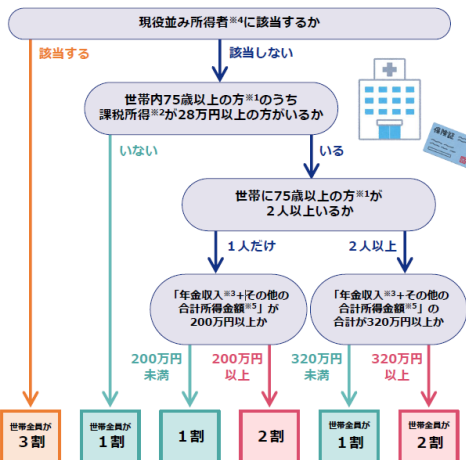
参考1 75歳以上2割負担となる方

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(お住まいの地域によって異なりますが、2021年中の所得をもとに、一般的には2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)

(出典) 厚生労働省HP掲載

「後期高齢者医療制度改正の周知広報用リーフレット」より



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

31

参考2 高額療養費

(出典) 厚生労働省HP掲載「高額療養費制度を利用される皆様へ」より

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

<70歳以上の方の上限額(平成30年8月診療分から)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 標額83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標額53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	
	年収約370万円～約770万円 標額28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	
一般	年収156万～約370万円 標額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年14万4千円)	57,600円
非住民課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

32

参考2 高額療養費

(出典) 厚生労働省HP掲載「高額療養費制度を利用される皆様へ」より

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注 1つの医療機関等での自己負担 (院外処方代を含みます。) では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担 (69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。) を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

33

参考2 高額療養費

(出典) 厚生労働省HP掲載「高額療養費制度を利用される皆様へ」より

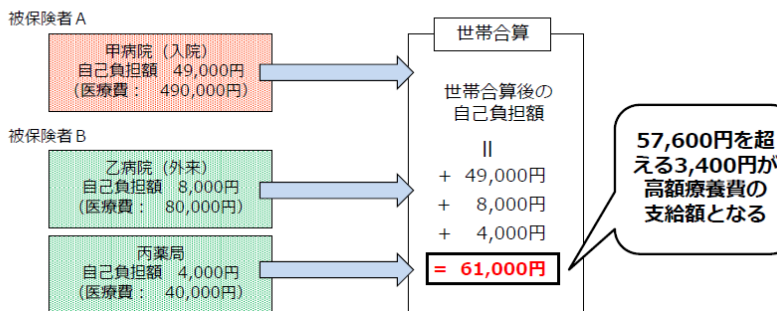
ご負担をさらに軽減するしくみもあります ①世帯合算

おひとり1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方 (同じ医療保険に加入している方に限ります。) の受診について、**窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。**

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

<75歳以上 (一般区分) / AさんとBさんが同じ世帯にいる場合>



34

参考2 高額療養費

(出典) 厚生労働省HP掲載「高額療養費制度を利用される皆様へ」より

ご負担をさらに軽減するしくみもあります ②多数回該当

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

<70歳以上の方の場合（平成30年8月以降の診療分）>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円

(注) 「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<69歳以下の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円